

唐津市ホームページリニューアル業務に係るプロポーザル審査要領

1. 目的

本審査要領は、唐津市ホームページリニューアル業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の12に掲げる「審査方法」について、詳細を定めたものである。

2. 審査主体

- (1) 審査は、唐津市ホームページリニューアル業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会事務局（以下「事務局」という。）は、政策部広聴広報課におく。

3. 一次審査（配点：160点）

- (1) 事務局において応募者を対象に、実施要領16に掲げる「失格事項」を確認する。失格事項に該当した場合はその応募者を失格とし、その後の審査は行わない。
- (2) 事務局において応募者の「CMS機能要件一覧」「見積書」を審査し、上位4者程度を二次審査対象者として選定する。
- (3) 失格事項に該当しない応募者が概ね4者以内の場合は、採点のみ実施し、当該応募者全てを二次審査対象者とする。

3.1 基準点（100点）

(1) 対象

CMS機能要件一覧（実施要領10のカ）

(2) 評価方法

ア 応募者の提案CMSの対応状況を、事務局が採点する。

イ 各者の持ち点を100点とし、必須要件で満たせないものがある場合、失格とする。

また、推奨要件で満たせないものがある場合、一つにつき3点減点とする。

※「必須機能」：本業務を遂行する上で必要となる要件

※「推奨機能」：システムの機能として対応していることが推奨される要件

3.2 価格点 構築費用（30点）

(1) 対象

見積書（実施要領10のウ）

(2) 評価方法

ア 応募者の提案見積書を、事務局が採点する。

イ 最低見積価格者の得点を30点とし、その他の者は以下の計算結果に応じた得点（小

数点以下四捨五入) とする。

「価格点=30点×(最低見積価格÷提案者見積価格)」

(3) 失格事項

応募者の見積額が、構築費用の提案上限額を超えた場合は、失格とする。

3.3 価格点 保守運用費用 (30点)

(1) 対象

見積書 (実施要領10のウ)

(2) 評価方法

ア 応募者の提案見積書を、事務局が採点する。

イ 最低見積価格者の得点を30点とし、その他の者は以下の計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入) とする。

「価格点=30点×(最低見積価格÷提案者見積価格)」

(3) 失格事項

応募者の見積額が、保守運用費用の提案上限額を超えた場合は、失格とする。

3.4 同点の場合の取り扱い

一次審査の合計点数が同点の場合は、基準点の高い方を選定する。それでも同点の場合は価格点(構築費用と保守運用費用の合算)の高い方を選定する。それでも同点の場合はいくじ引きを行う。

3.5 データセンター要件一覧表の取り扱い

データセンター要件一覧表(実施要領10のキ)は全項目必須要件のため、評価は行わない。1つでも「対応不可」の要件がある場合は、失格とする。

4. 二次審査 (配点: 450点)

一次審査の選定者による企画提案書を用いたプレゼンテーション審査を行う。

4.1 プレゼンテーション評価点 (450点)

(1) 対象

ア 企画提案書 (実施要領10のイ)

イ プレゼンテーション及び質疑応答

(2) 評価方法

応募者の企画提案内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査委員会の各審査員が別紙「唐津市ホームページリニューアル業務プロポーザル審査基準及び配点」に沿って、次のとおり評価採点する。

ア 評価基準A～Eまでを設け、各配点に当該区分の係数を乗じた値を評価項目ごとの内容点とし、その合計点を算出する。

記号	評価	係数
A	特に効果的な内容である。(最も優れている)	1.0
B	効果的な内容である。(優れている)	0.8
C	標準的な内容である。(標準)	0.6
D	内容が乏しい。(劣っている)	0.3
E	要件を満たしていない。または、示されていない。	0.0

イ 審査委員ごとに算出した合計点のうち、最高点と最低点を除いた残りの平均値を提案者の得点とする(小数点以下四捨五入)。

4.2 二次審査の具体的な内容

(1) 日時

令和6年5月下旬ごろ予定(別途通知)

(2) 場所

唐津市役所(別途連絡)

(3) 出席者

1 提案者4名まで(プロジェクトリーダーは必ず出席すること)

(4) 実施時間

1 提案者60分(プレゼンテーション45分、質疑応答15分)

(5) プレゼンテーションの内容

ア 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。

イ 企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

ウ 企画提案書の内容と異ならなければ、プレゼンテーション用の簡易版の資料の作成およびそれを用いた説明は認める。

エ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。

(ア) ページ作成の基本的な操作方法

(イ) アクセシビリティチェックの操作方法、公開申請、承認フローの運用方法

(ウ) その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

オ プレゼンテーションは非公開で実施する。

(6) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

(7) 機器の準備

プロジェクター、スクリーンは本市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

(8) 失格事項

プレゼンテーションに参加しなかった場合は、失格とする。

5. 最優秀者決定に関する特記事項

5.1 二次審査の合計点が最低基準点を下回った場合の取り扱い

二次審査の最低基準点を270点とし、それを下回る応募者は交渉権者として選定されない。

5.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該応募者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に最優秀者および優秀者を選定する。
- (2) 当該応募者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に最優秀者および優秀者を選定する。
- (3) 当該応募者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「基準点」が同じ場合、「価格点(構築費用と保守運用費用の合算)」により最優秀者および優秀者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「基準点」「価格点(構築費用と保守運用費用の合算)」が同じ場合、くじ引きにより最優秀者および優秀者を選定する。